

さぬき市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した令和元年度随時監査（工事監査）の結果に関する報告及び意見について、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公告します。

令和元年11月20日

さぬき市監査委員 元 山 清
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

令和元年度

随時監査（工事監査）結果報告書

さぬき市監査委員

目 次

第1	監査の目的	1
第2	監査の日程	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の方法	1
第5	監査の結果及び意見	2
第6	監査結果に係る措置報告	2
第7	技術士による調査結果報告書	3

第1 監査の目的

工事監査は、地方自治法第199条第5項の規定及び令和元年度工事監査実施予定表に基づき実施するものであり、さぬき市が発注した工事の計画、設計、施工等が法令に準拠して仕様書類に基づき適切に行われているか、また、工事が経済的かつ効率的に執行されているかを監査することを目的とする。

第2 監査の日程

令和元年9月20日から同年11月19日まで

工事技術調査日程

10月7日	書類調査及び工事担当課への事情聴取
10月8日	現場調査及び工事担当課への事情聴取
	調査結果概要報告及び所見発表

第3 監査の対象

建設業法に掲げる29工種のうち建築一式工事で、令和元年10月7日現在において工事中であり、契約金額が1件1億円以上の工事を対象とした。

令和元年度対象工事

工事監督課	教育委員会事務局教育総務課
工事名	令和元年度教育庁舎整備工事（建築）
施行場所	さぬき市寒川地内

第4 監査の方法

監査委員が指定した工事監査実施対象工事について、事前に担当課に工事概要、図面、計画書等の提出を求め、調査、計画、設計、仕様、積算、契約、施工管理、監理（監督）、試験、検査等の各段階における実施態様について監査を実施した。

なお、当監査の実施においては、専門性の高い知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と業務委託契約を締結して技術士の意見を参考として取り入れた。

第5 監査の結果及び意見

本監査の対象である工事の契約書類、設計書類並びに施工状況、工事監理、安全管理等について監査した結果、工事関係書類及び施工状況は、おおむね適正であると認められた。

しかしながら、現場調査において、内装解体後のRC梁底部分に欠損や、少年育成センターの屋根架構鉄骨に発錆が見受けられた。これらについては、既存建物の躯体部分である梁や鉄骨の状態に留意して、補修計画を検討し対処されたい。

また、積算業務において、業者徴取見積書の採用単価の査定率は、現在、設計業務受託者との合議によって決定されているとのことであった。公共工事の更なるコスト削減に向け、過去の工事で徴取した見積書のデータを活用し、さぬき市の査定率を設定することを検討されたい。

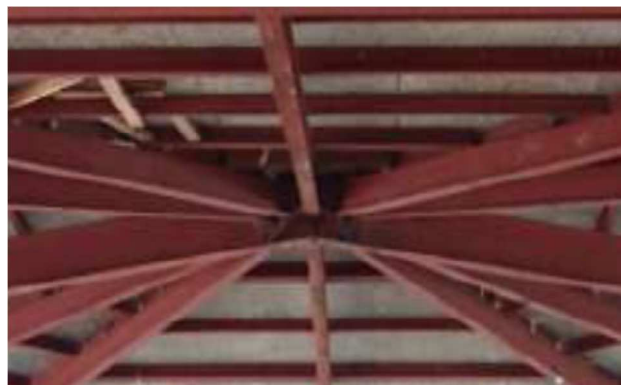
なお、施工管理業務においては、施工計画書に承諾日を記載することや、総合施工計画書に必要と思われる検査、試験項目等の一覧表を取り入れることなど、いつ誰が見ても分かる記録の作成が望まれる。発注者、工事監理者、工事請負業者の三者による管理体制を再度見直し、三者が確認をしたという記録を残すことで、工事完成後のトラブル防止対策とされたい。

今後の維持管理においては、未改修の屋上防水を含めた長期修繕計画書の作成を検討し、将来におけるライフサイクルコストを把握した上で、施設の長寿命化に努められたい。

最後に、今後とも各工事を進めるに当たっては、工事の計画、設計及び施工が法令に準拠し、安全面を確保した上で、最少の経費で最大の効果が得られるよう留意することを要望して、本監査意見とする。



RC梁底部分の欠損



少年育成センター屋根架構鉄骨の発錆

第6 監査結果に係る措置報告

上記「第5 監査の結果及び意見」において、意見したことに対する措置を講じたときは、地方自治法199条第12条の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、監査結果に関する報告をした日から起算して3か月を目途に行われたい。

第7 技術士による調査結果報告書

<p style="text-align: center;">さ ぬ き 市</p> <p style="text-align: center;">令和元年度</p> <p style="text-align: center;">工 事 技 術 調 査 結 果 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">令和元年10月24日</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 大阪技術振興協会 技術士(建設部門 総合技術監理部門) 一級建築士 一級土木施工管理技士</p> <p style="text-align: center;">中道 裕</p>

調査実施日 : 令和元年10月7日(月)、8日(火)

調査場所 : 教育庁舎整備工事現場事務所内及び教育委員会事務局会議室

監査執行者 : 監査委員(代表) 元山 清
監査委員(議選) 間嶋 三郎

調査立会者 : 監査委員事務局 事務局長 多田 将人
書記 小河 千恵

調査対象工事 : 令和元年度教育庁舎整備工事(建築)

令和元年度教育庁舎整備工事（建築）

1 工事内容説明者

当該工事技術調査出席者及び内容説明者は次のとおり

出席者	教育委員会	教育長	安藤 正倫	(8日所見報告時出席)
	教育委員会	事務局	部長	中野 敏記 (8日所見報告時出席)
		教育総務課	課長	間嶋 文一
			課長補佐	濱崎 広伸 (7日出席)
			主査	島 周平

設計監理業務受託者

(有) 齋賀建築設計事務所	設計部部長	瀬川 清行	(7日出席)
		三谷 昌弘	

工事請負業者

谷口建設興業（株）	現場代理人	村上 章弘
-----------	-------	-------

2 工事概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工事場所 | さぬき市寒川町石田東地内 |
| (2) 建物概要 | |
| 敷地面積 | 8,913 m ² |
| 建築面積 | 教育庁舎及び文書館改修 1,540 m ²
少年育成センター改修 293 m ² |
| 延床面積 | 教育庁舎及び文書館改修
1階 1,189 m ² 2階 1,229 m ² PH階 14 m ²
計 2,432 m ²
少年育成センター改修 1階 287 m ² |
| 構造 | 教育庁舎及び文書館改修 鉄筋コンクリート造2階建て
少年育成センター改修 鉄骨造平屋建 |
| 工事内容 | 各所内装改修、エレベーター設置、屋上防水部分改修、金属建具改修、移動式書架設置、トイレ改修、雨樋改修 等 |
| (3) 設計業務受託者 | 有限会社 齋賀建築設計事務所 |
| 住所・氏名 | 香川県高松市岡本町1624番地3 代表取締役 齋賀 進 |
| 発注形式 | 指名競争入札 |
| (4) 監理業務受託者 | 設計業務受託者に同じ |
| 住所・氏名 | 設計業務受託者に同じ |
| 発注形式 | 特命随意契約 |
| (5) 工事請負業者 | 谷口建設興業株式会社 |
| 住所・氏名 | 香川県高松市上林町473番地1
代表取締役社長 谷口 邦彦 |
| 工事費 | 設計金額 193,600,000円 (消費税込) |

請負金額	192,500,000円(消費税込)
請負率	99.43%
契約日	令和元年7月3日
発注形式	制限付き一般競争入札
入札業者	8者 1回
工事期間	令和元年7月3日～令和元年12月20日
工事進捗状況	実施進捗率 34% (令和元年10月8日現在)
(6) 工事監督員	教育委員会 教育総務課
	主任監督員 課長補佐 濱崎 広伸
	監督員 主査 島 周平

3 総評

工事監査の調査対象工事は、「さぬき市令和元年度 教育庁舎整備工事(建築)」である。

現教育委員会事務所は、旧津田役場として使用していた津田庁舎内に設置されている。築後約50年が経過している。内外部とも老朽化が進み、平成26年度の耐震診断では耐震性が確保されていなかった。また、津波浸水想定区域内に立地している。「庁舎のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、平成31年3月を以て閉校となった旧石田小学校を改修し庁舎として活用することとした。なお、文書保管のための施設も併設している。

調査時の現況は、教育庁舎内部が1階、2階共軽鉄下地壁等の仕上げ改修工事中である。育成センター内部は、仕上げ改修工事準備中である。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は良好である。

現場施工について、今後の各種検査の実施・確認、記録の整備など遺漏なきよう関係機関、各工事業者と協議を密に行い対処されたい。

なお、各項の「所見」で気付いた点を併記しているので確認・対応されたい。

4 書類調査結果

書類調査に当たっては事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認すると共に補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにして、項末で「所見」を記す。

(1) 事業目的、計画について

ア 事業の背景、経緯

さぬき市本庁舎は、津波の浸水想定区域に指定されており、地震等の大規模災害時には防災拠点として機能しないことが想定されるうえ、各支所庁舎は耐震性が確保されていない。庁舎のあり方をさぬき市の最重要課題

として位置づけた。庁内会議や外部有識者等が参画した「庁舎のあり方検討委員会」からの提言を踏まえ、最終的に各支所は廃止とした。事業費の抑制と旧学校施設の有効活用といった観点から、教育委員会事務局について、旧石田小学校を改修することとなった。

イ 与条件他

- (ア) 旧石田小学校施設を有効に活用する。
- (イ) 教育委員会、文書館、育成センターを配置する。
- (ウ) 規模、各部屋面積は、教育委員会事務局及び文書館の配置予定人員をベースとする。
- (エ) 職員が効率的に業務をできる計画とする。
- (オ) 管理、所管部署は、文書館は総務部総務課、それ以外は全て教育委員会の所管とする。

などを与条件として設定している。

また、旧石田小学校は、最も古い棟で築後 50 年であるが、平成 22 年度に耐震補強済みとのことである。

ウ 設計業務について

- (ア) 基本計画はさぬき市で作成したとのことである。設計業務委託仕様書では与条件の詳細が確認できなかった。

「所見」

事業の背景、経緯、設定された与条件は明確である。計画は適切に行われている。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

- ① 与条件の詳細等について、設計業務委託特記仕様書等の発行を検討のこと。

(2) 設計について

ア 意匠設計について

- (ア) 配慮事項（環境、コスト低減、維持管理等）について

- a 建物内は、全ての人々が利用しやすい施設とするために、段差解消のスロープ、エレベーター、多目的トイレ等を設置したとのことである。
- b 環境配慮事項として、既存建物を再利用し、躯体の撤去を最小限に抑えることにより、解体における建設産業廃棄物の発生を低減しているとのことである。
- c コスト縮減として、屋上防水、空調、アルミサッシ等の既改修済部分を改修除外することにより、流用できる資材を積極的に使用しているとのことである。
- d 維持管理配慮事項として、電気、機械設備の配管、配線等の日常点検を

容易に行う為に掃除口や点検口を設置したとのことである。

(イ) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

- a 基本は建築基準法である。建築工事設計図書作成基準（平成 28 年版）、公共建築工事標準仕様書（平成 28 年版）、公共建築改修工事標準仕様書（平成 28 年版）等に基づき設計を行っている。

イ 構造設計について

(ア) 配慮事項について

- a 耐震補強が施された施設を有効活用することを基本としている。
- b 耐震性能に影響を与えないように、各室配置は既存耐力壁を極力残す計画としたとのことである。
- c 雑壁等の撤去に伴い再度耐震補強計算を行い、 I_s 値を確認したとのことである。
- d 特に荷重の大きい移動式書架は 1 階に配置したとのことである。

ウ 確認申請時の指導、協議事項について

(ア) 協議の状況について

- a 香川県建築指導課と協議により、特殊建築物から事務所への用途変更について確認申請提出は不要となったが、旧小学校には排煙設備が無かった為、排煙の計算を行うよう指導があったとのことである。

「所見」

設計基準、各法に基づき、仕様書、図面は、作成されている。関係機関との打合せ、協議も実施されている。環境への配慮、コストへの配慮、維持管理への配慮も検討されている。設計について、特に問題は見られない。

(3) 積算について

ア 設計業務、監理業務委託への積算

- (ア) 設計業務、監理業務委託の業務価格等の積算は、官庁施設の設計業務等積算要領（平成 30 年版）に基づき財産活用課営繕係職員が行ったとのことである。採用単価は、設計業務が国土交通省平成 30 年度、監理業務が平成 31 年度設計業務委託等技術者単価を使用している。

イ 工事への積算

- (ア) 設計書の数量積算業務は、設計業務委託特記仕様書に含まれ、設計業務受託者が行っている。建築数量積算基準・同解説等に基づき行ったとのことである。
- (イ) 積算書の値入は、設計業務受託者が行ったとのことである。
- (ウ) 採用単価は、建設施工単価、建設コスト情報、建設物価、積算資料等の刊行物単価、工事歩掛要覧〈建築・設備編〉や専門業者による見積単価に基づいたとのことである。

(エ)業者見積徴取は、鉄骨、ALC、防水、木、屋根・外壁、金属、金建、塗装、内装、EV、解体、移動書架等とのことである。

(オ)業者徴取見積書の採用単価査定率は、教育総務課担当者及び設計業務受託者との合議により決定したとのことである。さぬき市の設定査定率は、無いとのことである。

ウ 積算書の照査について

(ア)積算書の照査は、教育総務課で行っている。決裁は、さぬき市教育委員会事務局事務決裁規程により順次教育総務課内、教育総務課長、教育部長が行ったとのことである。

「所見」

設計業務、監理業務委託、工事の積算数量算出根拠等は基準に基づき行われている。照査は、教育総務課で行い、決裁は、さぬき市教育委員会事務局事務決裁規程に基づき行われている。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

①業者徴取見積書の査定率は、設計業務受託者との合議ではなくデータの集積と活用を検討のこと。

(4) 入札・契約について

ア 設計業務委託について

設計業務委託者の選定は、指名競争入札に基づき行われた。さぬき市建設工事施行審議会の審議後、指名入札が行われている。参加資格審査は、財産活用課にて過去の実績や技術者数、総合評点等から審査が行われている。

設計金額 12,213,720 円 (消費税込)

契約金額 11,880,000 円 (消費税込)

請負率 97.26%

契約日 平成30年9月26日

発注形式 指名競争入札

入札業者 8者 入札回数 1回

イ 監理業務委託について

監理業務委託者の選定は、設計意図や目標とする品質の確保を目的として、実施設計委託者との随意契約としている。

設計金額 7,856,200 円 (消費税込)

契約金額 7,480,000 円 (消費税込)

請負率 95.21%

契約日 令和元年7月3日

発注形式 特命随意契約

入札業者 1者 入札回数 1回

ウ 工事請負業者について

(ア)工事請負業者の選定は、一般競争入札により行われた。さぬき市建設工事施行審議会の審議後、一般競争入札が行われている。参加資格審査は、

財産活用課にて過去の実績や技術者数、総合評点等から審査が行われている。

(イ) 入札参加業者が使用できる見積資料は、実施設計図面及び金抜き設計書である。

エ 起工伺いから契約までの手続きは、下記の通りである。

契約措置請求起案	平成 31 年 4 月 4 日
建設工事施行審議会	平成 31 年 4 月 16 日
入札公告	平成 31 年 4 月 18 日
入札	令和元年 6 月 5 日
仮契約	令和元年 6 月 7 日
議会承認（本契約）	令和元年 7 月 3 日

オ 履行保証、前払保証について

(ア) 前払保証は、西日本建設業保証株式会社である。

(イ) 履行保証は、西日本建設業保証株式会社である。

カ 現場代理人、監理技術者届などについて

技術者の国家資格は下記であるとのことである。

	現場代理人	監理技術者
工事技術者資格	一級建築士他、監理技術者資格者証	

キ 調査職員、監督員通知について

(ア) 設計業務委託者へは平成 30 年 9 月 26 日に、監理業務委託者へは令和元年 7 月 3 日に通知されている。

(イ) 工事請負業者へは令和元年 7 月 3 日に通知されている。

ク 設計業務、監理業務の書類等について

(ア) 設計業務、監理業務について、重要事項説明書の確認ができなかった。

(イ) 設計業務の管理技術者届は提出されているが担当技術者（意匠、構造、電気設備、機械設備、積算担当等）が確認できなかった。また、下請負承諾等についても確認できなかった。

(ウ) 監理業務の管理技術者届が確認できなかった。また、業務体制、下請負承諾等についても確認できなかった。

「所見」

起工伺いから契約までの事務手続処理、保証の取扱いは適正である。入札参加選定、資格審査も行われており入札契約関係の事務処理に問題はない。書類調査で気付いた点を下記に記す。

①重要事項説明書の提出要不要を確認のこと。

②設計業務について、担当者届、下請負承諾届の提出要不要を確認のこと。

積算担当者を含め設計担当技術者の組織図作成が管理について分かりやすいので検討のこと。

③監理業務について、管理技術者届、業務体制届、下請負承諾届等の提出要不要を確認のこと。

(5) 施工管理書類について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書・施工図、工程管理について

a 施工計画書・施工図は、工事請負者が作成提出後、工事監理者（以下監理者）、監督員、主任監督員が確認、承諾とのことである。施工計画書の承諾日の確認ができなかった。

b 施工計画書は、総合施工計画書、解体工事、仮設工事、土工・地業工事、組積工事、鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事、内装下地工事、金属製建具工事、あと施工アンカー工事等が提出されている。今後の作成予定は、防水工事、木製建具工事、内装仕上げ工事、塗装工事とのことである。各種検査（段階検査を含め）内容、予定等の計画の確認ができなかった。施工計画書に品質管理の管理方法、基準等が分かりにくかった。

c 施工図は、総合仮設計画図、外部足場計画図、金属製建具図、平面詳細図、天井伏図、ALC割付図、鉄骨図、基礎伏図等とのことである。施工図の最新版について分かりにくかった。

d 総合施工図として、建築図にスイッチ、コンセント、その他弱電関係の位置・高さを表示したプロット図を作成し、機器等の配置を検討しているとのことである。

e 工程管理について、毎週の定例会議にて進捗状況を確認とのことである。

(イ) 環境、設計変更、官公庁届、維持管理、元請業者、下請業者について

a グリーン購買品の採用は、ないとのことである。特記仕様書に記載の[G]品目について採用の確認ができなかった。

b 建設廃棄物処理関係の書類は整備されている。電子マニフェストは、整理されている。

c 設計変更は、一部建具、間仕切り等の追加や中止を検討中とのことである。

d 各種届出は、特定元方事業開始届、特定建設作業実施届出書（騒音法）建設リサイクル法の通知書とのことである。再資源利用計画書、再資源利用促進計画書は作成済みとのことである。

e 維持管理について、さぬき市庁舎管理規則に基づく庁舎管理責任者や防火管理者を設置すると共に、電気設備や消防設備等については適宜専門

業者へ保安業務や点検を委託する予定とのことである。長期修繕計画書の作成は確認できなかった。

f 工事実績情報（CORINS）の登録が、令和元年7月10日にされている。

g 工事保険、賠償責任保険は、損保ジャパン日本興亜株式会社に加入している。

h 施工体系図は、都度整理され、仮囲いに掲示されている。

イ 品質管理について

(ア) 使用材料について

a 使用材料の品質・性能は、施工計画書に使用材料一覧やカタログ等を添付させ、設計図書等と照合し確認しているとのことである。

b 使用材料のF☆☆☆☆について、現在未使用であるが今後は材料承認時の資料確認または受入検査の際に目視にて確認するとのことである。

(イ) 検査、報告書について

a 現場で実施した検査は、基礎配筋検査、コンクリート受入検査である。実施した検査記録は整理しているとのことである。4週の構造体コンクリート圧縮強度試験は、香川県生コンクリート工業組合技術センターで行う予定である。

b 現場外の材料試験、製品検査など検査立会は、鉄筋材料検収（9/11）、鉄骨製品検査（9/30）とのことである。

c 技能士は、下請通知または施工体制台帳にて確認しているとのことである。

ウ 監督員について

(ア) 監督員の業務、工事打合せについて

a 監督員の職務は、さぬき市請負工事監督事務処理要領に基づき行われている。

b 発注者として施工上、特に配慮すべき事項は、周辺交通や騒音・振動による近隣対策である。作業時間帯・車両進入ルートの設定や減速運転等の対策を行っているとのことである。

c 委託監理者の監理は、工事監理報告書記載内容にて行っているとのことである。

(イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

a 定例工事打合せ会を隔週開催している。出席者は、さぬき市（教育委員会、財産活用課、総務課）、監理者、工事請負業者（3者）である。令和元年10月4日議事録を確認した。工程、連絡、確認等の協議が行われている。

b 施工者への指示は、定例会議で口頭又は個別打合せ簿で指示しているとのことである。

c 特記仕様書の適用外項目、適用項目（外壁改修工事等）の○印等の不整合について質疑書が確認できなかった。

エ 労働安全衛生管理について

(ア) 安全衛生状況について

a 安全衛生協議会は、月 1 回開催である。令和元年 9 月 30 日議事録を確認した。元請、下請工事関連業者が出席し工程、安全の連絡、協議を行っている。

b 新規入場者教育は、実施記録票により実施している。

c 材料の安全データシート（SDS）は、塗料、内装仕上材等で取寄せる予定とのことである。

(イ) 第三者災害の防止等について

a 西面道路沿いを、防音シート張りとしているとのことである。

(ウ) 統括安全衛生管理について

a 特記仕様書に記載の統括安全衛生責任者の指名について、県からの指名とあるが内容の確認ができなかった。

「所見」

施工計画書・施工図に関して工事請負者が作成提出後、監理者、監督員が確認、承諾している。提出された報告書は、記録として整理されている。書類調査で気付いた点を下記に記す。

① 施工計画書の承諾後の工事着手が原則である。確認のため承諾日の記載が望まれる。

② 総合施工計画書に、必要と思われる検査、試験項目等の一覧表作成等により漏れのない管理方法を一考のこと。

③ 施工計画書に品質計画による品質管理方法、基準等の記載を検討のこと。

④ 施工図について、最新版の管理方法を検討のこと。

⑤ 特記仕様書に記載の[G]品目について、採用の確認と採用の要不要を検討のこと。

⑥ 維持管理について、未改修の屋上防水、空調機器を含めた長期修繕計画書の作成を一考のこと。

⑦ 特記仕様書の適用、適用外項目等不整合について、関係者（工事請負業者を含め）の設計図書照査の協議、検討会の開催が望まれる。

⑧ 分離発注工事を含めた統括安全衛生管理について、発注者の指名等内容を確認の上対応のこと。

オ 個別施工について

(ア) 防水改修工事、塗装改修工事、その他工事

a 各工事は、未施工である。

(イ) 建具改修工事

- a 施工記録は、未整理である。
- (ウ)内装改修工事
 - a 施工記録は、整理中とのことである。
- (エ)環境配慮改修工事
 - a 天井材の非飛散性アスベスト含有材は、適正に処理されている。
- (オ)土工事、地業工事、鉄骨工事、コンクリート工事
 - a コンクリート工事記録写真は整理しているとのことである。他工事は未整理とのことである。
- (カ)解体撤去工事
 - a 解体撤去工事は、内部（育成センターを含め）が概ね完了している。
 - b 施工記録は、整理中とのことである。
- (キ)昇降機設備工事
 - a 確認申請は、未提出である。

「所見」

必要とされる工事記録写真等は、現在未整理が多い。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

①昇降機設備工事について、工程を考慮し確認申請を提出のこと。

留意点を下記に記す。

①必要とされる試験検査報告書等は漏れのないよう確認のこと。一工程の品質検査について記録は確実に残すこと。

②隠蔽部の記録は確実に残すこと。

5 現場調査結果

市職員、監督員、監理者、工事現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。

就労人員 15人（元請3人、下請12人）

(1) 現況

ア 外部 足場存置中（外壁改修はない）

イ 内部 1階 2階 各階解体撤去工事完了。軽量鉄骨間仕切工事中。
内部鋼製建具枠取付中。

(2) 品質

ア 内部仕上げは、順次工事の予定である。

解体後の梁底部分に欠けが散見される。腰壁隠ぺい部の未清掃が見られる。

書庫天井復旧の材料が未定とのことである。

育成センター屋根架構鉄骨に発錆が見られる。

(3) 工程

ア ほぼ工程表通りである。

(4) 安全・衛生

ア 安全等に特に問題は見られない。

「所見」

建設業許可標識、労災保険成立票、建退共制度の適用標識、施工体系図は、仮囲いに掲示されている。品質、工程、安全・衛生について、気付いた点、留意事項を考慮のこと。

現場調査で気付いた点を下記に記す。

①解体後の梁底部分に欠けが散見される。梁成等確認、チェックの上補修計画を立案し対処のこと。

②腰壁隠ぺい部にコンクリート破片が多々見られる。清掃を確認し次工程に進むこと。

③書庫天井復旧の材料が未定とのことである。早急に決定し記録に残すこと。

④育成センター屋根架構鉄骨に発錆が見られる。錆止め塗装等補修計画を立案し対処のこと。

留意点を下記に記す。

①工程について、残工期を考慮し関係者と協議の上、工程管理のこと。

②各分離発注工事を含め、転落・墜落、飛来落下防止のため脚立作業の適正化、火災の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図ること。



掲示物
建設業許可標識、労災保険関係成立票、
建退共制度の適用標識、施工体系図



外部 東面 足場現況



1階 生涯学習課 現況



1階 廊下腰壁 現況



2階 書庫 現況



育成センター内部 現況